

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-112
処分の種類	通損補償の原因者に対する補償額の負担命令、公園予定地における準用			
根拠法令条例等・条項	都市公園法第28条第4項、第33条第4項			
処分の概要	監督処分の原因が都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく場合における当該理由を生じさせた者に対する補償金額負担命令（公園予定地に準用）			
処分基準 （未設定の場合はその理由）	未設定（処分の先例がなく、法令の定め以上に具体化するのが困難。）			
基準の制定根拠	—			